

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 47 条に基づく保有個人情報の  
取扱いの是正に関する再調査申出について（答申）

平成 24 年 7 月 31 日付け大福祉第 1500 号及び同日付け大北保生第 314 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 46 条に基づく是正の申出に対する是正の措置は講じないとする判断は、妥当である。

第 2 保有個人情報の取扱いの是正に関する取扱再調査申出に至る経過

1 是正の申出

申出者は、別表の（あ）欄に記載の申出日に、条例第 46 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表の（う）欄に記載の旨の申出趣旨のもと是正の申出（以下「本件申出」という。）を行った。

2 本件申出に対する通知

実施機関は、本件申出に係る保有個人情報として、別表の（え）欄に記載の各情報を特定した上で、是正の措置を講じない理由を別表の（お）欄に記載のとおり付して、条例第 46 条第 4 項に基づき、平成 24 年 3 月 26 日付け大健福第 6520 号及び同日付け大北保生第 1064 号（以下「本件各通知」という。）により是正の措置を講じない旨の通知を行った。

3 取扱再調査申出

申出者は、平成 24 年 4 月 6 日、本件各通知を不服として、実施機関に対して、条例第 47 条第 1 項に基づく再調査の申出を行った。

第 3 申出者の主張

申出者の主張はおおむね次のとおりである。

平成 24 年 2 月 16 日付け大健福第 5685 号及び平成 24 年 2 月 17 日付け大北保生第 954

号による開示決定（以下「本件各決定」という。）に係る開示決定通知書（以下「本件各決定通知書」という。）の注意書きの記載内容等は、条例第3条（実施機関等の責務）、条例第6条第1項（収集の制限）、条例第13条（適正な維持管理）、条例第23条第1項（開示請求に対する措置）、条例第27条（開示の実施）、大阪市個人情報保護条例施行規則（平成7年大阪市規則第69号。以下「条例施行規則」という。）第8条第1項及び第2項第1号（開示決定通知書等）、条例施行規則第12条第1項及び第2項（開示の実施）等に違反していると考えられる為、本件各決定の取り消しを求め、本件各決定通知書の注意書きの「注 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。」の記載（以下「本件注意書き」という。）の削除又は訂正等をした開示決定通知書又は保有個人情報の開示の実施を郵送により行う場合に、開示決定通知書を受付へ提示（開示決定通知書の確認）する日時、場所が記載された開示決定通知書の請求をする。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 実施機関の判断内容

実施機関は、平成24年3月9日付けの保有個人情報の取扱是正申出並びに同年4月6日付け再調査の申出を受け、必要な調査を行い、是正の是非について検討した結果、是正の措置を講じないと判断した。

##### 2 是正措置を講じないと判断した理由

申出のあった情報である本件注意書きは、条例施行規則第8条第2項第1号の規定により第3号様式として定められたものであり、申出人を本人とする保有個人情報とは認められない。

また、条例第46条第1項では、「保有個人情報の本人は、実施機関が第6条から第14条までの規定のいずれかに違反して自己に関する保有個人情報を取り扱っていると思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の取扱いの是正の申出をすることができる。」と規定されており、条例第3条、第23条第1項、及び第27条、並びに条例施行規則第8条第1項、第2項第1号、第12条第1項及び第2項に係る違反については、是正の申出をすることができるものには該当しない。

#### 第5 審議会の判断

##### 1 是正の要否について

(1) 条例第46条第1項は、「保有個人情報の本人は、実施機関が第6条から第14条までの規定のいずれかに違反して自己に関する保有個人情報を取り扱っていると思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。」と規定している。

また、保有個人情報について、条例第2条第3号は、「実施機関の職員…が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定しており、個人情報につ

いて、条例第2条第2号は、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定している。

- (2) ここで、申出人が本件申出において是正を求めている本件注意書きは、条例施行規則第8条第2項第1号に規定する第3号様式により定められた記載であつて、本件注意書きから特定の個人を識別することはできないことは言うまでもないことから、個人情報に該当しない。

したがって、本件注意書きは保有個人情報に該当しないことから、本件申出は、是正の申出をすることができない事項について申出を行っているものと認められる。

## 2 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

### 別表

|     |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (あ) | 取扱是正申出日                                          | 平成24年3月9日                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (い) | 是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項 | 是正申出人の平成24年2月2日付け開示請求に対して、大阪市長が行った、平成24年2月16日付け大健福第5685号開示決定処分及び平成24年2月3日付け開示請求に対して、大阪市長が行った、平成24年2月17日付け大北保生第954号開示決定処分                                                                                                                                                             |
| (う) | 是正の申出の趣旨                                         | 上記の（是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項）について、本件各決定通知書の注意書きの記載内容等は、条例第3条（実施機関等の責務）、条例第6条第1項（収集の制限）、条例第13条（適正な維持管理）、条例第23条第1項（開示請求に対する措置）、条例第27条（開示の実施）、条例施行規則第8条第1項及び第2項第1号（開示決定通知書等）、条例施行規則第12条第1項及び第2項（開示の実施）等に違反していると考えられる為、本件各決定の取り消し及び本件注意書きの削除又は訂正等をした開示決定通知書を求める。 |
| (え) | 是正の申出に係る保有個人情報                                   | 平成24年2月16日付け大健福第5685号による開示決定通知書の「注保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。」の記載【平成24年3月26日付け大健福第6520号】<br>平成24年2月17日付け大北保生第954号による開示決定通知書の「注保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。」の記載【平成24年3月26日付け大北保生第1064号】                                                                                |
| (お) | 是正の申出に対する処理の内容                                   | 是正の措置は講じない。<br>（理由）<br>申出のあった情報は、条例施行規則第8条第2項第1号の規定により第3号様式として定められたものであり、申出人を本人とする保有個人情報とは認められないため。                                                                                                                                                                                  |

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 29 号及び第 31 号

| 年 月 日             | 経 過           |
|-------------------|---------------|
| 平成 24 年 7 月 31 日  | 諮問            |
| 平成 24 年 8 月 28 日  | 異議申立人から意見書の提出 |
| 平成 24 年 9 月 12 日  | 異議申立人から意見書の提出 |
| 平成 24 年 10 月 25 日 | 異議申立人意見陳述     |
| 平成 25 年 9 月 20 日  | 審議 (論点整理)     |
| 平成 25 年 10 月 18 日 | 審議 (答申案)      |
| 平成 25 年 11 月 15 日 | 答申            |